

(2020年4月8日:新型コロナウイルス感染症についてのご案内を補足します。)

JITCO保険にご加入いただいたみなさまへ

2020年4月20日

株式会社 国際研修サービス

JITCO 保険の取扱いに係る特例措置特別措置

(新型コロナウイルス感染症対策)のご案内

新型コロナウイルスの影響で本国への帰国が困難となった技能実習生等について特例措置が適用されます。

1. 特別措置の内容【手続き(追加保険料)不要】

新型コロナウイルスの影響で帰国できず、在留資格変更して日本国内に滞在する場合、感染症の影響が解消され、帰国もしくは本来の在留資格となるまでの間、保険期間を自動延長します。(治療費用は30%補償)

なお、100%補償をご希望の場合は別途、お申込みが必要となります。

※すでに2020年4月7日以前(緊急事態宣言前)に1ヶ月間～3ヶ月間でお申込み手続きが終了しているものについては取消(返金)いたしません。

<注:2020年4月17日、出入国在留管理庁が公表した雇用維持支援について>

新型コロナウイルスの影響により解雇等され、技能実習が継続困難となった実習生等が「特定活動(就労可)」の在留資格を得た場合は、特例措置の対象とはなりません。(現在加入の保険期間までは補償となりますが、保険期間満了後の補償を希望される場合は、再度保険加入手続きが必要となります。)

2. 事故が発生した場合

特別措置に該当するご契約で事故が発生した場合、保険金請求の際に被保険者名と在留期間が明記された有効な在留証明書等の写しを添付いただくようお願いいたします。

敬具

お問い合わせ先
株式会社 国際研修サービス 〒105-0014 東京都港区芝 3-43-16 KDX 三田ビル 9 階 TEL:03-3453-3700 FAX:03-3453-3703
引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

以上